

3. 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会の設置について

令和5年度 第3回
富田林市交通会議 資料5

目次

1. 法定協議会の設置に向けて

2. 今後の主なスケジュール(案)について

1. 法定協議会の設置に向けて

○金剛バスの廃止後の代替交通の検討について

- ・ これまでは、4市町村がそれぞれ交通会議等を設置し、金剛バスを含めた地域公共交通の活性化に向けて、公共交通施策を検討・実施していた。
- ・ ただ、金剛バスは4市町村をまたいで運行される路線が多く、廃止後における代替交通の確保を検討するためには、4市町村が連携して取り組む必要がある。



- ・ 代替交通の確保のため、4市町村が共同して広域的な協議会を設置し、代替交通の確保に向けて検討を行っていくもの。

1. 法定協議会の設置に向けて

○ 1. 設置目的及び協議会の性質

- ・ 名称「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」（以下「広域協議会」という。）とする。
 - ・ 地域公共交通活性化再生法（主に広域的な計画策定について規定）
 - ・ 道路運送法（主に路線の新設・変更等、運賃設定等の協議）
 - ・ 2つの法律に基づく法定協議会の性質を持つもの
- ▶ 広域協議会の設置により、金剛バスに替わる新たな公共交通を柔軟に検討でき、現在の金剛バス沿線住民における公共交通サービスの充実を図るため、計画策定を視野に入れたきめ細やかな公共交通サービスの実現を目指すもの。

2. 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会規約 (案) について

「資料6. 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会規約 (案) について」

をご覧ください。

3. 今後の主なスケジュール(案)について

※ これらのスケジュールは予定であり、今後、日程等が変更となる場合がある。

令和5年9月28日 富田林市交通会議にて広域協議会の設置を協議

令和5年10月～
11月中旬 広域協議会
(以後、協議状況により3～4回程度開催の見込み)

令和5年12月21日 新たな公共交通の運行を開始